

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様、謹んで新年のお慶び申し上げます。より一層皆様のお役に立てるよう、社員一同精進いたしますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、早くも確定申告期間が近づいて参ります。今回は、「令和5年分確定申告の変更点」についてご紹介いたします。

令和5年分確定申告の変更点

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る課税方式の統一化

○これまで上場株式等の配当や譲渡所得については所得税と住民税でそれぞれ異なる課税方式を選択できましたが、令和5年分から所得税と住民税で課税方式が統一されることとなりました。

これにより第二表の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄が削除されました。

【課税の取扱い】

- ・所得税の確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることになります。
- ・所得税の確定申告をして所得税等の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることになります。

国税庁：「令和5年分確定申告書等作成コーナー」より抜粋

青色決算報告書の記載事項について

○青色申告決算の3ページに「売上金額の明細」と「仕入金額の明細」の項目が追加されました。

令和4年分までは無かった項目であり、売上先と仕入先の各上位4社について、相手方名及び所在地もしくは適格請求書発行事業者登録番号（法人番号でも可）のいずれかをご記載することとなりました。ちなみに白色申告用の収支内訳書においても同様の記載要領となっております。

その他の留意点

○納税地の異動や変更があった場合、従来は「所得税・消費税の納税地の異動(変更)に関する届出書」を提出しなければならないこととされていましたが、令和5年1月1日以後は、その提出が不要とされました。

国税当局において、提出された確定申告書等に記載された内容等から把握可能であることを踏まえた改正です。

○所得税の確定申告書の提出期限については、現時点では令和6年3月15日(金)となっておりますが、感染症等の蔓延等により、申告期限が延長される可能性もありますので今後の情報にご留意ください。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350